

令和7年度 川本町公設民営学習塾管理運営業務仕様書

1. 業務名 令和7年度 川本町公設民営学習塾管理運営業務
2. 業務期間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日
3. 業務場所 川本町大字川本222（島根中央高等学校内）
4. 業務目的

島根中央高等学校の更なる魅力化を図るため、島根中央高等学校の生徒を対象とした公設民営方式による学習塾の管理運営を行い、部活動や地域活動と学業を両立させながら、国公立大学や難関私立大学を目指すことができる学習環境を整備する。

5. 適用の範囲及び関係法令

本業務の履行にあたって受託者は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等及び計画に準拠して業務を行うものとする。

- （1）地方自治法
- （2）個人情報の保護に関する法律
- （3）川本町財務規則及びその他関係諸規程
- （4）川本町個人情報保護条例
- （5）その他関係法令等

6. 業務概要及び内容

島根中央高等学校の生徒を対象とした公設民営方式による学習塾の整備及び管理運営を行う。また、実施にあたっては、島根中央高等学校と連携し、進路実現に向けた学習指導の補完等を行う。

（1）学習塾の運営

- ・受講者に対する基礎学力の向上や勉強の理解度を高める学習指導をすること
- ・受講者に対する進路実現に向けた進学や進路等の情報提供をすること
- ・月1回は高校と学習指導や個別最適化について協議すること
- ・日報や毎月の利用実績報告により、高校へ情報共有をすること
- ・塾の受講申込受付、利用の許可又は不許可、利用の制限等について高校と協議すること
- ・塾の広報関連業務を行うこと
- ・自主学習ができる環境をつくること
- ・学習塾の鍵の管理及び開錠施錠を行うこと

（2）受講対象者

- ・島根中央高等学校に在学し受講を希望する生徒とする
受入生徒数の上限目安：50人

(3) 受講料及び徴収方法

- ・高校及び町と協議のうえ決定する

(4) 開講日及び開講時間（学校行事等によって変動する可能性あり）

- ・通年で原則週 6 日開講すること
平 日：15 時から 21 時まで
土 曜：10 時から 18 時まで
長期休業：10 時から 18 時まで

(5) 講師

- ・専属講師を 2 名以上配置すること

(6) 授業内容

- ・進学や就職、各種試験等の幅広いニーズに対応すること
- ・対面指導を主とするがオンライン指導により補完することも可とする
- ・実技を除く受験科目に対応すること

(7) 受講者の安全確保

- ・保護者が受講者の状況が把握できる仕組みを作ること
（例）入退室時に保護者へ通知が届くシステム
- ・受講者の事故防止を図ること
- ・災害及び事故発生時に備え、緊急時の対応マニュアルの作成及び職員研修・訓練を実施すること
- ・災害及び事故発生時の避難誘導、被害拡大防止を行い、高校や町等の関係機関へ連絡調整を行うこと
- ・重大な事故が発生した場合には、高校及び町へ速やかに報告すること

(8) 独自提案

- ・上記以外で独自の島根中央高等学校魅力化推進に関する企画があれば提案すること

(9) 秘密の保持

- ・本契約の履行に際して知り得た業務内容を第三者に漏らさないこと
- ・前項に規定する義務は、契約終了後も有効に継続すること

(10) 実施計画の提出及び事業実績の報告

- ・実施年度の事業計画書及び収支計画書等を作成すること
- ・実施年度の事業報告書及び収支決算書等を作成すること
- ・毎月の利用実績等を記載した月次報告書を作成すること

7. 業務運営の基本的な考え方

(1) 受講者の安全確保を第一とする。

(2) 公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人等に有利あるいは不利となる運営を行わない。

(3) 施設内の清掃及び整理整頓を適宜行い、備品類を含め清潔に保つ。

- (4) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行う。
- (5) 塾運営に必要な設備の整備に係る費用は、原則町が負担する。ただし、受託事業者の管理上の瑕疵による施設・物品等の損傷については、高校及び町へ報告のうえ、受託事業者の負担により行うものとする。
- (6) 町が整備した備品の経年劣化等による修繕又は更新に係る費用は、原則町が負担する。ただし、受託事業者の責任により滅失又は毀損した備品の補充については、高校及び町へ報告のうえ、受託事業者の負担により行うものとする。
- (7) 施設の使用料及び光熱水費は、町が負担する。
- (8) 受講者にとって快適な施設であるように努める。
- (9) 高校や町と情報交換や業務の調整に努め、本業務を円滑に実施する。
- (10) 効率的かつ効果的な運営を行い、施設の効用を最大限に発揮するほか、経費の削減に努める。
- (11) 利用率向上に向け、広報や利用者の掘り起こしを積極的に図る。
- (12) 受講者の学習意欲の高揚、学習の習慣化等を図るため、受講者とのコミュニケーション、相談対応、必要な助言等を行う。
- (13) 監理業務において取り扱う個人情報の管理を徹底する。